

商標審査基準改訂案

※網掛け部分は、パブリックコメント等の結果を踏まえた修正事項として、今回のワーキンググループにおいて事務局より提案するもの

商標法3条1項柱書

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>二、第3条第1項柱書</p> <p>第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。</p>	<p>二、第3条第1項柱書</p> <p>第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。</p>
<p>商標法施行規則</p> <p>第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標(以下「変化商標」という。)のうち、時間の経過に伴つて変化するもの(以下「動き商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</p> <p>第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの(前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</p> <p>第四条の三 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。<u>以下この条において同じ。</u>)からなる商標(以下「立体商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。</p> <p>二 <u>商標登録を受けようとする立体的形状を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真</u></p> <p>二 <u>商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形状が特定されるように一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真</u></p> <p>第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定に</p>	<p>商標法施行規則</p> <p>第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標(以下「変化商標」という。)のうち、時間の経過に伴つて変化するもの(以下「動き商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</p> <p>第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの(前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</p> <p>第四条の三 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(以下「立体商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。</p> <p>第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定に</p>

資料2

よる願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄(以下「商標記載欄」という。)へ記載した商標(以下「願書に記載した商標」という。)が立体商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

よる願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標(以下「願書に記載した商標」という。)が立体商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 立体商標と認められない例

(ア) 願書に記載した商標が、立体的形状を表したものと認められない場合



(解説) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

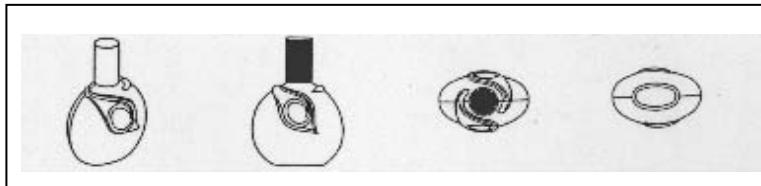
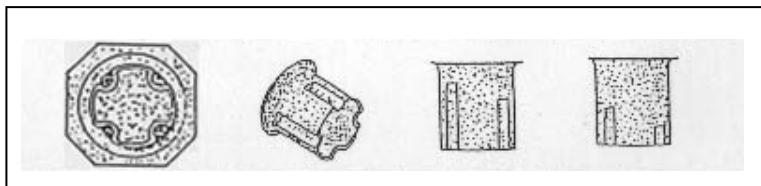
資料2

(イ) 願書に記載した商標が、立体的形状と文字、図形、記号が分離して記載されたものと認められる場合



(解説) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいせず、立体商標として認識することができない。

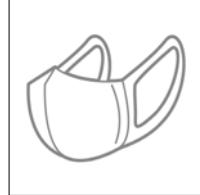
(ウ) 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状、色彩が合致しておらず、一つの立体的形状として特定されていない。

(イ) 商標が、指定商品中の一部の商品等の形状からなるが、その他の指定商品等においては商品等の形状として想定し得ず、かつ、商品等の広告としての使用も当然に想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

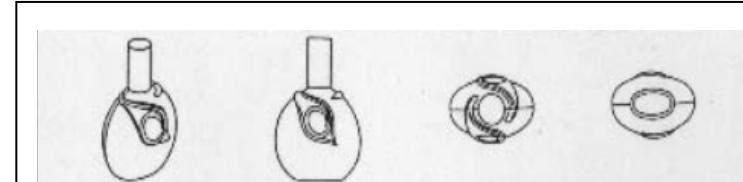
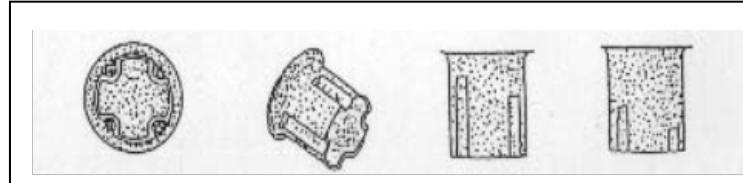
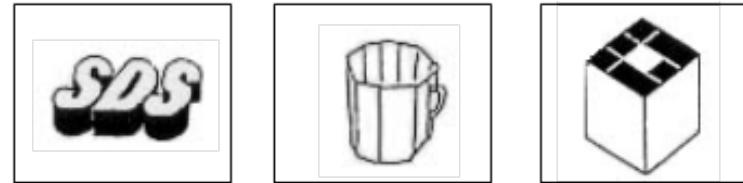
【指定商品（指定役務）】薬剤、衛生マスク

（解説）この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

（2）立体商標と認められる例

願書に記載した商標が、立体的形状又は立体的形状と文字、図形、記号、色彩が結合しているものと認識できる場合。

資料2



(1) 立体的形状（複数の立体的形状からなるものを含む。以下同じ。）を表す場合

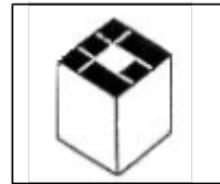
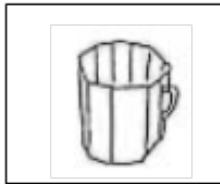
(ア) 立体商標と認められない例



(解説) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

資料2

(1) 立体商標と認められる例



(解説) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されており、立体的形状又は立体的形状と文字、図形、記号又は色彩が結合しているものと認識される。

(新設)

(2) 立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認められない場合

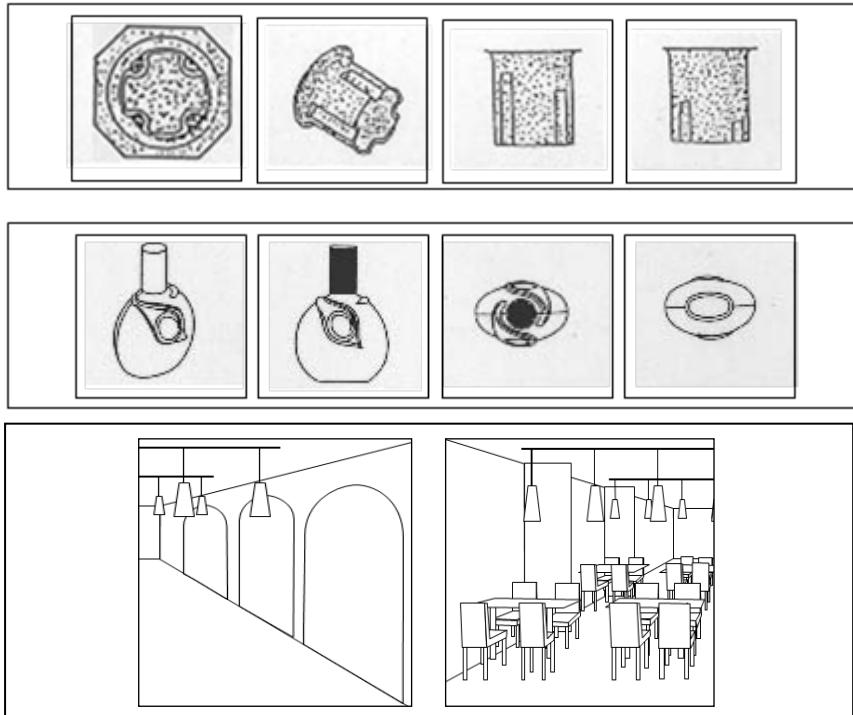


(解説) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

(3) 願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合

(ア) 立体商標と認められない例

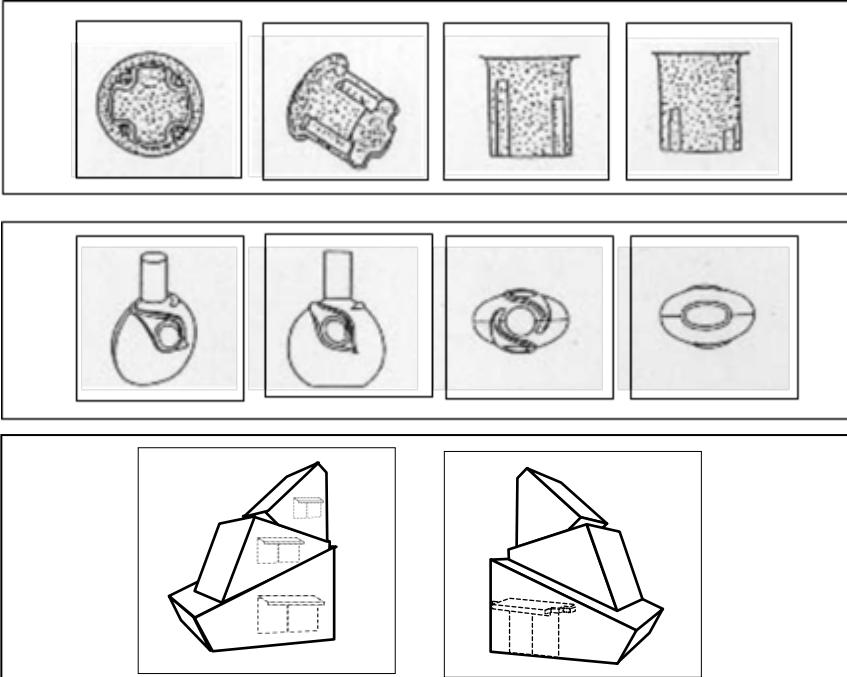
資料2



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状や色彩が合致しておらず、一つの立体的形狀立体商標として特定されていない。

(1) 立体商標と認められる例

資料2



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状が合致しておらず、一つの立体商標として特定されている。

(4) 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等（以下「実線・破線等の書き分け」という。）により記載されている場合

(ア) 立体商標と認められない例

(例)

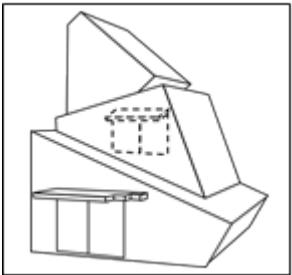
- ① 実線・破線等の書き分けがあるが、商標の詳細な説明の記載がない場合
- ② 実線・破線等の書き分けがあり、商標の詳細な説明の記載があるが、商標を構成しない部分（破線等）の説明がない場合

(新設)

(新設)

(1) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品（指定役務）】飲食物の提供

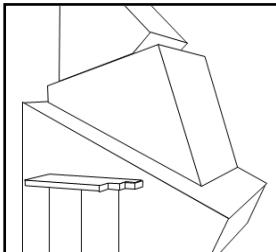
(解説) 領書に記載した商標に、実線・破線等の描き分けがあり、領書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、立体商標としての構成及び態様が特定されている。

(5) 立体商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する部分）の端が商標記載欄の枠により切れている場合

(新設)

(ア) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観の一部を表したものである。

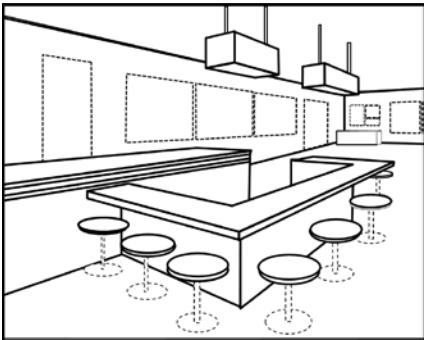
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品（指定役務）】飲食物の提供

(解説) 願書に記載した商標は、立体商標の全体を表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していないため、立体商標としての構成及び態様が具体的に特定されていない。

(イ) 立体商標と認められる例

資料 2**【商標登録を受けようとする商標】****【立体商標】****【商標の詳細な説明】**

この商標登録出願に係る商標（以下「商標」という。）は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**【第 43 類】****【指定商品(指定役務)】飲食物の提供**

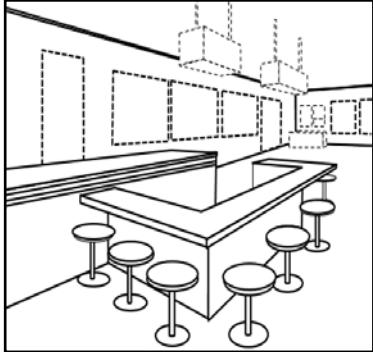
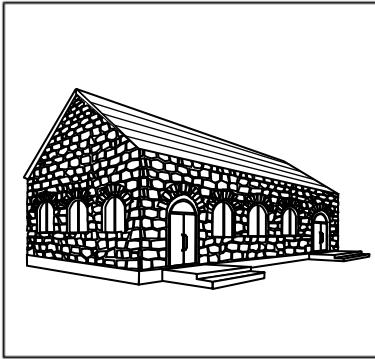
(解説) 内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であつて、当該立体商標の端が商標記載欄の枠により切れることがやむを得ない場合は、商標の詳細な説明の記載により立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにした場合に限り、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。

(新設)

資料2

- (6) 外観・内装双方を含む構成からなる立体商標の場合
(ア) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】

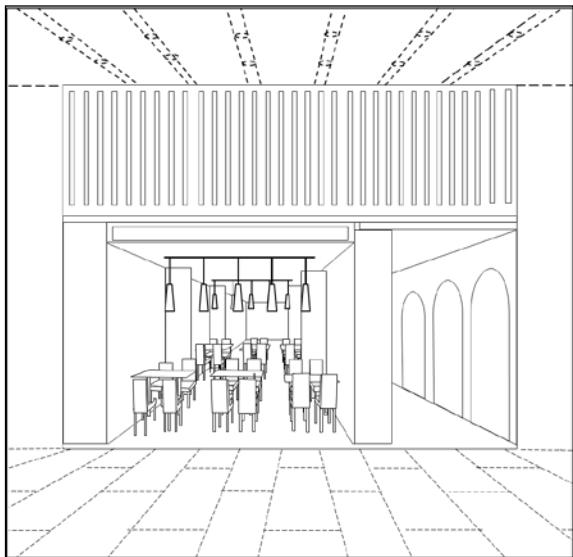


【立体商標】

【商標の詳細な説明】(略)

(解説) 立体商標について、外観・内装それぞれを別の図で記載した場合には、一つの立体商標として特定されていないと判断する。

- (イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】**【立体商標】****【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、縦線模様の装飾を含む店舗の外観、並びにテーブルと椅子、ペンダント照明及びアーチ状の壁面装飾を含む内装を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗を設置する建物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

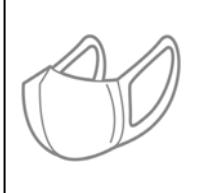
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**【第 43 類】**

【指定商品(指定役務)】飲食物の提供

(解説) 店舗の外観を表示した図に、内装が含まれており、一つの立体商標として特定されていると判断する。

(7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

【指定商品（指定役務）】薬剤、衛生マスク

（解説）この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

商標法3条1項3号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p>	<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p>
<p>4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について</p> <p>(1) 商標が、指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、その商品の「形状」又はその役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。</p> <p>また、商標が指定商品(指定商品の包装を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物そのものの形状の一部と認識される場合についても同様に取り扱う。</p> <p><u>なお、商標が、商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないかを審査するに当たっては、次のとおり判断する。</u></p> <p>(ア) <u>立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。</u></p> <p>(イ) <u>立体的形状が、通常の形状より変更され又は装飾が施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。</u></p> <p>(2) 建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状（内装の形状を含む。）を</p>	<p>4. 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について</p> <p>(1) 商標が、指定商品の形状(指定商品の包装の形状を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、その商品の「形状」又はその役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。</p> <p>また、商標が指定商品(指定商品の包装を含む。)又は指定役務の提供の用に供する物そのものの形状の一部と認識される場合についても同様に取り扱う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと</p>

資料 2

のものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。

(注) 「使用」の定義の解釈規定である第 2 条第 4 項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第 3 条第 1 項第 6 号の商標審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

(3) (略)

認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する。

(注) 「使用」の定義の解釈規定である第 2 条第 4 項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第 3 条第 1 項第 6 号の商標審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

(3) (略)

資料2

商標法3条1項6号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> <p>8. 店舗、事務所、事業所及び施設（以下「店舗等」という。）の形状からなる商標について 立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）にすぎないと認識される場合（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、本号に該当すると判断する。 なお、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状にすぎないと認識されるかを判断するに当たっては、この基準第1の五（第3条第1項第3号）4. (1)(ア)及び(イ)を準用する。</p>	<p>八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> <p>8. 店舗又は事務所の形状からなる商標について 立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないと認識される場合は、本号に該当すると判断する。</p>

商標法3条2項

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第2 第3条第2項（使用による識別性）</p> <p>前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。</p> <p>1. 商標の「使用」について</p> <p>(1) 商標について</p> <p>出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。</p> <p>ただし、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは出願商標を使用しているものと認める。</p> <p>(例1) 同一性が認められる場合 ①・② (略)</p> <p>(下記3. に移行)</p> <p>(例2) 同一性が認められない場合 ①～④ (略) ⑤ 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合 (削除部分は下記3. に移行)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 立体商標について (1) 本項の適用が認められる例</p>	<p>第2 第3条第2項（使用による識別性）</p> <p>前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。</p> <p>1. 商標の「使用」について</p> <p>(1) 商標について</p> <p>出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。</p> <p>ただし、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは出願商標を使用しているものと認める。</p> <p>(例1) 同一性が認められる場合 ①・② (略)</p> <p>③ 出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、その他の部分にわずかな違いが見られるに過ぎない場合</p> <p>(例2) 同一性が認められない場合 ①～④ (略) ⑤ 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合</p> <p>2. (略)</p> <p>(新設)</p>

資料2

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例)

- ① 出願商標が立体的形状のみであり、使用商標として同一の立体的形状に文字が付された写真が提出されたが、当該立体的形状部分が、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。
- ② 出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、当該特徴的部分以外の部分にわずかな違いが見られるにすぎない場合であって、当該特徴的部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違）。

(例)

- ① 出願商標と使用商標の立体的形状に大きな違いが見られる場合。
- ② 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合。

(注) 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた出願商標と使用商標との同一性の判断において、標章の位置を特定するために出願商標に係るその他の部分を考慮する位置商標と異なり、立体商標については、出願商標に係るその他の部分は考慮しない。

4. 動き商標について

(略)

5. ホログラム商標について

(略)

6. 色彩のみからなる商標について

(略)

7. 音商標について

(略)

8. 位置商標について

(略)

3. 動き商標について

(略)

4. ホログラム商標について

(略)

5. 色彩のみからなる商標について

(略)

6. 音商標について

(略)

7. 位置商標について

(略)

商標法4条1項11号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
九、第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標) 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの	九、第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標) 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
4. 結合商標の称呼、観念の認定及び類否判断について (1) (略) (2) 結合商標の類否判断について (ア) 結合商標の類否は、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。 ① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合 指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。 (例) 類似する場合 指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」 (解説)「スーパー」は、役務の質を表示する。 指定商品「せんべい」について、「銀座小判」と「小判」 (解説)「銀座」は、商品の産地・販売地を表示する。 ②～④ (略) (イ) (略) (3) (略)	4. 結合商標の称呼、観念の認定及び類否判断について (1) (略) (2) 結合商標の類否判断について (ア) 結合商標の類否は、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。 ① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合 指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。 (例) 類似する場合 指定役務「写真の撮影」について、「スーパーライオン」と「ライオン」 (解説)「スーパー」は、役務の質を表示する。 指定商品「菓子」について、「銀座小判」と「小判」 (解説)「銀座」は、商品の産地・販売地を表示する。 ②～④ (略) (イ) (略) (3) (略)
5. 立体商標について (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認め	5. 立体商標について 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められない

資料2

<p>られないときはこの限りでない。</p> <p>(ア) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標(近似する場合を含む。)と外観において類似する。</p> <p>(イ) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標(近似する場合を含む。)は、原則として、外観において類似する。</p> <p>(ウ) <u>立体商標と位置商標との類否の判断は、10. (2) (イ) を準用する。</u></p> <p>(2) <u>商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標の類否の判断は、当該その他の部分を除いて、商標全体として考察しなければならない。</u></p> <p>6. ~9. (略)</p> <p>10. 位置商標の類否について</p> <p>(1) 位置商標の類否の判断は、文字、<u>図形</u>、<u>立体的形状</u>等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。</p> <p>(2) 原則として、位置そのものについて、要部として抽出することはしない。</p> <p>(ア) 位置商標間の類否について (略)</p> <p>(イ) 位置商標と図形商標や<u>立体商標</u>等との類否について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 位置商標を構成する標章が要部として抽出される場合は、標章が同一又は類似する図形商標や<u>立体商標</u>等とは、原則として、商標全体として類似するものとする。 	<p>きはこの限りでない。</p> <p>(1) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標(近似する場合を含む。)と外観において類似する。</p> <p>(2) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標(近似する場合を含む。)は、原則として、外観において類似する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6. ~9. (略)</p> <p>10. 位置商標の類否について</p> <p>(1) 位置商標の類否の判断は、文字や図形等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。</p> <p>(2) 原則として、位置そのものについて、要部として抽出することはしない。</p> <p>(ア) 位置商標間の類否について (略)</p> <p>(イ) 位置商標と図形商標等との類否について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 位置商標を構成する標章が要部として抽出される場合は、標章が同一又は類似する図形商標等とは、原則として、商標全体として類似するものとする。
--	---

資料2

商標法4条1項15号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>3. 建築物等の形状を表示する立体商標について</p> <p>(1) 建築物の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）が当該出願前から他人の建築物の形状に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。</p> <p>(2) 建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の形状（内装の形状を含む。）についても、上記と同様に取り扱う。</p> <p>（建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の例） 移動販売車両、観光車両、旅客機、客船</p>	<p>十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>3. 建築物の形状を表示する立体商標について</p> <p>当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。</p> <p>（新設）</p>

商標法5条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第4 第5条（商標登録出願）</p> <p>第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 商標登録を受けようとする商標 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） 四 音からなる商標 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。 	<p>第4 第5条（商標登録出願）</p> <p>第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 商標登録を受けようとする商標 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分 2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。） 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） 四 音からなる商標 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標 3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。 4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。 5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。 6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。
第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
 - 二 ホログラム商標
 - 三 立体商標
 - 四 色彩のみからなる商標
 - 五 音商標
 - 六 位置商標
- 2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
 - 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
 - 三 立体商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。第五号において同じ。）
 - 四 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
 - 五 音商標 商標の詳細な説明の記載及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
 - 六 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

- (ア) 商標の使用又は使用の意思に関する書類
- (イ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面

商標法施行規則

第四条の七 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。
第四条の八 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
 - 二 ホログラム商標
 - 三 色彩のみからなる商標
 - 四 音商標
 - 五 位置商標
- 2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
 - 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
 - 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
 - 四 音商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
 - 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

- (ア) 商標の使用又は使用の意思に関する書類
- (イ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面

資料2

<p>(ウ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面</p> <p>(削除)</p>	<p>(ウ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面</p> <p>(エ) 願書に記載した立体商標を説明した書面</p>
<p>なお、<u>立体商標</u>、<u>動き商標</u>、<u>ホログラム商標</u>、<u>色彩のみからなる商標</u>、<u>音商標</u>及び<u>位置商標</u>について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。</p>	<p>なお、<u>動き商標</u>、<u>ホログラム商標</u>、<u>色彩のみからなる商標</u>、<u>音商標</u>及び<u>位置商標</u>について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。</p>
<p>2. (略)</p>	<p>2. (略)</p>
<p>3. 「標準文字」について</p>	<p>3. 「標準文字」について</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。</p>
<p>(ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例</p>	<p>(ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例</p>
<p>文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。</p>	<p>文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。</p>
<p>漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。</p>	<p>漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。</p>
<p>スペースは連続しなければ複数用いることができる。</p>	<p>スペースは連続しなければ複数用いることができる。</p>
<p>(イ) (略)</p>	<p>(イ) (略)</p>
<p>4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について</p>	<p>4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について</p>
<p>商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、<u>立体商標</u>、<u>動き商標</u>、<u>ホログラム商標</u>、<u>色彩のみからなる商標</u>、<u>音商標</u>又は<u>位置商標</u></p>	<p>商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、<u>動き商標</u>、<u>ホログラム商標</u>、<u>色彩のみからなる商標</u>、<u>音商標</u>又は<u>位置商標</u>のうち、い</p>

資料 2

のうち、いずれかの商標として願書中の商標記載欄へ記載した商標(以下「願書に記載した商標」という。)と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

これらが一致する場合には、特定されたものとする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

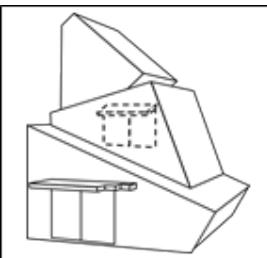
(1) 立体商標について

(ア) 立体商標を特定するものと認められる例

立体商標を構成する標章についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

(例 1)

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品 (指定役務)】飲食物の提供

いずれかの商標として願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標(以下「願書に記載した商標」という。)と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

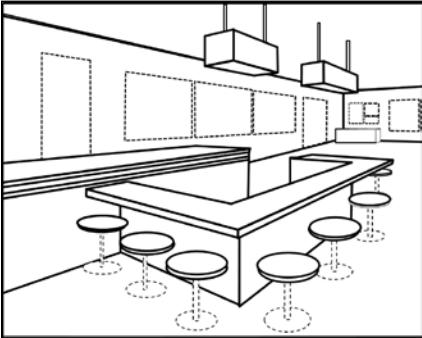
これらが一致する場合には、特定されたものとする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

(新設)

(例 2)

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

この商標登録出願に係る商標（以下「商標」という。）は、**店舗**の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、**店舗の内装の形状**の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品(指定役務)】飲食物の提供

(イ) 立体商標を特定するものと認められない例

- ① 頼書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(頼書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。)。
- ② 頼書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標である場合に、商標の詳細な説明に当該その他の部分の記載がされていない場合。

(新設)

資料2

<p>(2) 動き商標について (略)</p> <p>(3) ホログラム商標について (略)</p> <p>(4) 色彩のみからなる商標について (略)</p> <p>(5) 音商標について (略)</p> <p>(6) 位置商標について (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 国際商標登録出願における「商標の詳細な説明」の取扱い 国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colors claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。</p> <p>(2) 「<u>立体商標</u>」、「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。</p>	<p>(1) 動き商標について (略)</p> <p>(2) ホログラム商標について (略)</p> <p>(3) 色彩のみからなる商標について (略)</p> <p>(4) 音商標について (略)</p> <p>(5) 位置商標について (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 国際商標登録出願における「商標の詳細な説明」の取扱い 国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colors claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。</p> <p>(2) 「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。</p>
--	--

商標法 16 条の 2

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第 13 第 16 条の 2 及び第 17 条の 2 (補正の却下)</p> <p>第十六条の二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>第十七条の二 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第十七条の三(補正後の意匠についての新出願)の規定は、第十六条の二第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。</p> <p>2 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。</p> <p>意匠法第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。</p> <p>2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。</p>	<p>第 13 第 16 条の 2 及び第 17 条の 2 (補正の却下)</p> <p>第十六条の二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>第十七条の二 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第十七条の三(補正後の意匠についての新出願)の規定は、第十六条の二第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。</p> <p>2 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。</p> <p>意匠法第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。</p> <p>2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。</p>

資料2

1. 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標を記載する欄への記載(以下「願書に記載した商標」という。)について</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(下記3.に移行)</p> <p><u>(ウ)・(エ)</u> (略)</p>
2. (略)
3. <u>立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について</u> <p>(1) <u>立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載の補正について</u></p> <p>(ア) 原則 商標登録出願後、第5条第2項で規定する<u>立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。</u></p> <p>(イ) 例外 ただし、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明(以下「商標の詳細な説明」という。)又は経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)から、<u>立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標のいずれか以外には認識できない場合において、その商標である旨の記載を追加する補正又はその商標である旨の記載に変更する補正、及び立体商標については、願書に記載した商標から、平面商標としてしか認識できない場合において、立</u></p>

1. 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標を記載する欄への記載(以下「願書に記載した商標」という。)について</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 商標登録出願後、第5条第2項で規定する「立体商標」である旨の記載を追加する補正又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。ただし、願書に記載した商標から、立体商標以外には認識できない場合において、立体商標である旨の記載を追加する補正、又は、願書に記載した商標から、平面商標としてしか認識できない場合において、立体商標である旨の記載を削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。</p> <p>(エ)・(オ) (略)</p>
2. (略)
3. 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について <p>(1) 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載の補正について</p> <p>(ア) 原則 商標登録出願後、第5条第2項で規定する動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。</p> <p>(イ) 例外 ただし、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明(以下「商標の詳細な説明」という。)又は経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標のいずれか以外には認識できない場合において、その商標である旨の記載を追加する補正又は、その商標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとする。</p>

資料2

体商標である旨の記載を削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。

(2) 願書に記載した商標の補正について

(ア) 原則

願書に記載した商標の補正是、原則として、要旨の変更である。

(イ) 例外

ただし、音商標において、願書に記載した商標中に、楽曲名、作曲者名等の音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がされている場合、これらを削除する補正是、要旨の変更ではないものとする。

(3) 商標の詳細な説明又は物件の補正について

商標登録を受けようとする商標が特定されていない場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、補正後の商標の詳細な説明又は物件が、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に含まれているか否かによって判断するものとする。

商標登録を受けようとする商標が特定されている場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、その特定された範囲に補正後の商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かによって判断するものとする。例えば、音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、商標の詳細な説明(願書に記載した商標を特定するために必要がある場合に限る。)及び物件により特定されるため、その範囲に、補正後の商標の詳細な説明及び物件が含まれているか否かによって判断するものとする。

(ア) 立体商標について

要旨変更とならない例は、例えば、次のとおりとする。

a. 願書に記載した商標に記載されているが、商標の詳細な説明には記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正。

b. 願書に記載した商標が、屋根、窓、壁から構成される店舗の外観を表す立体的形状であり、商標の詳細な説明では、屋根、ドア、壁から構成される店舗の外観を表す立体的形状である旨の記載がある場合に、商標の詳細な説明を、屋根、窓、壁から構成される店舗の外観を

(2) 願書に記載した商標の補正について

(ア) 原則

願書に記載した商標の補正是、原則として、要旨の変更である。

(イ) 例外

ただし、音商標において、願書に記載した商標中に、楽曲名、作曲者名等の音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がされている場合、これらを削除する補正是、要旨の変更ではないものとする。

(3) 商標の詳細な説明又は物件の補正について

商標登録を受けようとする商標が特定されていない場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、補正後の商標の詳細な説明又は物件が、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に含まれているか否かによって判断するものとする。

商標登録を受けようとする商標が特定されている場合における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、その特定された範囲に補正後の商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かによって判断するものとする。例えば、音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、商標の詳細な説明(願書に記載した商標を特定するために必要がある場合に限る。)及び物件により特定されるため、その範囲に、補正後の商標の詳細な説明及び物件が含まれているか否かによって判断するものとする。

(新設)

資料2

<u>表す立体的形状である旨の記載へと変更する補正。</u>	
(イ) 動き商標について (略)	(ア) 動き商標について (略)
(ウ) ホログラム商標について (略)	(イ) ホログラム商標について (略)
(エ) 色彩のみからなる商標について (略)	(ウ) 色彩のみからなる商標について (略)
(オ) 音商標について (略)	(エ) 音商標について (略)
(カ) 位置商標について (略)	(オ) 位置商標について (略)

資料 2

商標法 68 条の 28

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第 16 第 68 条の 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 20 及び 28(国際商標登録出願に係る特例)</p> <p>第六十八条の九～第六十八条の二十（略）</p> <p>第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第十五条の三（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた後は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。</p> <p>2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>第 16 第 68 条の 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 20 及び 28(国際商標登録出願に係る特例)</p> <p>第六十八条の九～第六十八条の二十（略）</p> <p>第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第十五条の三（第五十五条の二第一項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。</p> <p>2 国際商標登録出願については、第六十八条の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八条の四十の規定は、適用しない。</p> <p>(略)</p>